

E T Cコーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約 (新旧対照表)

改正前 (令和5年10月1日施行)	改正後 (令和6年3月1日施行)
<p>(データ提供サービスの方法)</p> <p>第4条 窓口会社は、データ提供サービスの利用を承認された契約者 (以下「利用契約者」といいます。) の毎月の明細データを、明細データフォーマット仕様 (データ特約別表1) に従い作成のうえ、<u>毎月20日までに</u>、当該利用契約者あて送付いたします。(ただし、利用契約者に提供すべき明細データが存しない月は、明細データの送付はいたしません。)</p>	<p>(データ提供サービスの方法)</p> <p>第4条 窓口会社は、データ提供サービスの利用を承認された契約者 (以下「利用契約者」といいます。) の毎月の明細データを、明細データフォーマット仕様 (データ特約別表1) に従い作成のうえ、<u>翌月20日までに</u>、当該利用契約者あて送付いたします。(ただし、利用契約者に提供すべき明細データが存しない月は、明細データの送付はいたしません。)</p>
<p>(データ提供手数料)</p> <p>第6条 利用契約者は、窓口会社から明細データの提供又は再提供を受けたときは、データ提供手数料として、<u>データ特約別表2に定める金額</u>を窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>5 三会社は、データ特約別表2に定めるデータ提供手数料の改定を行うことができるものとします。ただし、この場合、三会社は、当該改定の3箇月前までに利用契約者に対し通知するものとします。(法改正に基づく消費税等相当額の改定に伴いデータ提供手数料を改定する場合は、この限りではありません。)</p>	<p>(データ提供手数料)</p> <p>第6条 利用契約者は、窓口会社から明細データの提供又は再提供を受けたときは、データ提供手数料として、<u>1か月分の明細データの提供につき770円 (消費税等相当額を含みます。)</u>を窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>5 三会社は、第1項に定めるデータ提供手数料の改定を行うことができるものとします。ただし、この場合、三会社は、当該改定の3箇月前までに利用契約者に対し通知するものとします。(法改正に基づく消費税等相当額の改定に伴いデータ提供手数料を改定する場合は、この限りではありません。)</p>
<p>附則</p> <p>この特約は、<u>令和5年10月1日</u>から施行します。</p>	<p>附則</p> <p>この特約は、<u>令和6年3月1日</u>から施行します。</p>
<p>データ特約別表1 (その1)・(その3)・(その5)・(その7)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>データ特約別表1 (その1)・(その3)・(その5)・(その7)</p> <p><u>○提供方法</u> <u>CD-ROM</u> <u>WEB配信</u></p>
<p>データ特約別表2</p>	<p>データ特約別表2</p> <p>(削除)</p>